

意見提出者	個人
1. 項目	ダビング 10 の禁止
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的に録画した放送コンテンツの不正コピーを防止するために、コピー回数を制限するいわゆるダビング 10 が行なわれています。</p> <p>しかしながら、すでにダビング 10 を回避する機器が流通しており、積極的に不正コピーを流通させようとする者にとってダビング 10 は有名無実化しています。</p> <p>不正コピーの流通は著作権者が権利維持の活動の一部として阻止すべきもので、ダビング 10 は放送事業者などの取り締まりの怠慢を善良な一般視聴者に転嫁しているにすぎません。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ダビング 10 を規定する法律その他はありません。
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>私的使用のための複製の制限を撤廃・禁止する法整備を求めます。</p> <p>アナログ放送と同様に、私的使用を目的として録画したものは私的使用である限り回数無制限で自由に複製・加工し楽しめるものとしてください。</p>